

(別紙)

オーストラリア産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則（平成11年4月15日11農産第1360号農産園芸局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>オーストラリア産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則</u></p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第7のオーストラリア産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成17年1月14日農林水産省告示第70号。以下「告示」という。）1の（2）に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年1月14日付け16消安第7708号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p> <p>1 消毒施設 (1)・(2) (略) (3) 告示6の（2）のオーストラリア植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前に、<u>オーストラリア植物防疫機関</u>により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされた。</p> <p>2 消毒施設の調査 (1) 植物防疫官は、告示6の（1）の低温処理施設については、1の条件を満足するものであることを確認するため、<u>あらかじめ調査するものとする。</u></p> <p><u>ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。</u></p>	<p><u>オーストラリア連邦産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則</u></p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第7のオーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成17年1月14日農林水産省告示第70号。以下「告示」という。）1の（2）に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、オーストラリア連邦内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年1月14日付け16消安第7708号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p> <p>1 消毒施設 (1)・(2) (略) (3) 告示6の（2）のオーストラリア連邦植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前に、<u>オーストラリア連邦植物防疫機関</u>により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされた。</p> <p>2 消毒施設の調査 (1) 植物防疫官は、消毒施設について、1の条件を満足するものであることを確認するため、<u>毎年、原則として当該施設の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、使用期間中においても随時調査することができる。</u></p>

イ 調査は、原則として、オーストラリア植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同で行うものとする。

- (2) 植物防疫官は、告示6の(1)の低温処理コンテナについては、1の条件を満足するものであることを確認するため、毎年1回以上オーストラリア植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認すること。

3 検査及び消毒の確認

- (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒実施の確認

告示7の(3)のアの消毒の確認は、次により、原則としてオーストラリア植物防疫機関が行う消毒の確認と共同で行うものとする。

(ア)～(ウ) (略)

イ 輸出検査の確認

告示7の(2)の検査の確認は、次により、原則として、オーストラリア植物防疫機関が行う検査と共同で行うものとする。

(ア) 生果実のこん数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。

(イ) (ア)の検査の確認の結果、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが発見されたときは、当該害虫が付着した原因についてオーストラリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒確認を行わないこと。

ウ (略)

- (2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

告示7の(2)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上輸出港又はこん包場所において、オーストラリア植物防疫機関が行う検査の確認と共同で行うものとする

(ア) 生果実のこん数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。

- (2) (1)の調査は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同で行うものとされた。

3 検査及び消毒の確認

- (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒実施の確認

告示7の(3)のアの消毒の確認は、次により、原則としてオーストラリア連邦植物防疫機関が行う消毒の確認と共同で行うものとする。

(ア)～(ウ) (略)

イ 輸出検査の確認

(ア) 告示7の(2)の検査の確認は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実のこん数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。

(イ) (ア)の検査の確認の結果、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが発見されたときは、当該害虫が付着した原因についてオーストラリア連邦植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒確認を行わないこと。

ウ (略)

- (2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

(ア) 告示7の(2)の検査の実施の確認は、生果実のこん数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないこと

(イ) オーストラリア植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査においてチチュウカイミバエ又はクインスランドミバエ等検査有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

(ウ) (ア) 及び (イ) の結果、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが発見されたときは、その原因についてオーストラリア植物防疫機関と共同して調査し、原因が判明するまでは以後の輸出を停止する。

イ 消毒の開始の確認

告示7の(3)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として1年に1回以上、オーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (イ) (略)

(ウ) (イ)の確認後にオーストラリア植物防疫機関により温度記録計の封印がなされたことを確認すること。

(エ) (略)

(オ) オーストラリア植物防疫機関により植物検疫証明書に告示7の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示7の(3)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、オーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) オーストラリア植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理コンテナごとの温度センサーの校正記録及び告示6の消毒が開始された記録を確認すること。

(ウ) (略)

(エ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、オーストラリア植物防疫機関の責任により返送されるものとされた。

エ (削除)

を確認すること。

(イ) (ア) の検査の実施の確認の結果、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが発見されたときは、オーストラリア連邦植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されるものとされた。

イ 消毒の開始の確認

告示7の(3)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (イ) (略)

(ウ) (イ)の確認後にオーストラリア連邦植物防疫機関により温度記録計の封印がなされたことを確認すること。

(エ) (略)

(オ) オーストラリア連邦植物防疫機関により植物検疫証明書に告示7の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示7の(3)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) (略)

エ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アの(ア)により検査有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないこと、イにより告示6の消毒が開始されたこと及びウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該生

4 積込み時の措置

告示8の(2)の積込み時の措置は、次のとおりとられているものであることとされた。

- (1) (略)
- (2) 当該コンテナへの積込みは、消毒施設内又は消毒施設に接続して設置された網室(網の孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)において、オーストラリア植物防疫機関の検査官の立会確認の下で行われること。
- (3) 積込み終了後、当該コンテナの扉は、直ちにオーストラリア植物防疫機関により封印がなされ、輸入検査のときまで開扉されないこと。
- (4) (3)の封印の番号は、オーストラリア植物防疫機関により植物検査証明書に付記されること。
- (5) (略)

5・6 (略)

7 輸入検査

- (1) (略)
- (2) 植物検査証明書が添付されていない場合、告示7の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示9の封印のない場合、告示8の(2)の輸送及び積込み時の措置に違反するコンテナ詰めの場合、告示10の表示がなされていない場合又はコン包が破損若しくは開扉されている場合は、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。
- (3) (略)
- (4) チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。
ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。
イ チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが付着した原因についてオーストラリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること

果実は、オーストラリア連邦植物防疫機関の責任により返送されるものとされた。

4 積込み時の措置

告示8の(2)の積込み時の措置は、次のとおりとられているものであることとされた。

- (1) (略)
- (2) 当該コンテナへの積込みは、消毒施設内又は消毒施設に接続して設置された網室(網の孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)において、オーストラリア連邦植物防疫機関の検査官の立会確認の下で行われること。
- (3) 積込み終了後、当該コンテナの扉は、直ちにオーストラリア連邦植物防疫機関により封印がなされ、輸入検査のときまで開扉されないこと。
- (4) (3)の封印の番号は、オーストラリア連邦植物防疫機関により植物検査証明書に付記されること。
- (5) (略)

5・6 (略)

7 輸入検査

- (1) (略)
- (2) 植物検査証明書が添付されていない場合、告示7の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示9の封印のない場合、告示8の(2)の輸送及び積込み時の措置に違反するコンテナ詰めの場合、告示10の表示がなされていない場合又はコン包が破損若しくは開扉されている場合は、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (略)
- (4) チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。
ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
イ チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが付着した原因についてオーストラリア連邦植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止する